誓約書（申請者用）

（１）本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。

（２）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23 年法律第108 号）に基づくFIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。

（３）電気事業法（昭和39 年法律第170 号）第2 条第1 項第5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

（４）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてＪ－クレジット制度への登録を行わないこと。

（５）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（６）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（７）防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。

（８）一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。

（９）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（10）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

（11）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

（12）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（13）関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。

（14）補助対象設備について、国、県、市から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。

（15）松浦市企業版脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく松浦市の指示に従い返還、納付すること。

（16）10kW以上の太陽光発電の場合、交付対象施設の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

（17）10kW以上の太陽光発電の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

（18）その他、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和5年1月13日環地域事発第2301131号　改正）別紙２、交付対象事業となる事業の交付要件を満たした上で事業を実施すること。（なお、以降の改正で緩和されている交付要件については、緩和された要件を適用する。）

　松浦市企業版脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付申請にあたり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年　　月　　日　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　会 社 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

（申請者本人が自署してください）